

京都大学	博士（文学）	氏名	藤田 風花
論文題目	中近世キプロスの教会と社会——東地中海世界の視点から——		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>東地中海世界は、歴史的にヨーロッパ、アジア、アフリカの三大陸および、地中海と紅海、インド洋を接続する交通の要衝であり、さまざまな言語や宗教をもつ人びとの往来によって特徴づけられる空間である。さらに、三大一神教の揺籃の地でもある東地中海世界は、複数の宗教・宗派が入り混じる場でもあった。本論文は、東地中海最大の島であるキプロスを対象に、ギリシア正教徒が東地中海世界における政治的・宗教的変動の影響をいかに受けていたかという問題に焦点をあて、そこから東地中海世界におけるローマ・カトリック教会の動向を逆照射することをめざすものである。</p> <p>本論文が考察対象とするのは、十字軍国家としてのリュジニャン朝と、1473年以降にキプロスを統治したヴェネツィア共和国という、カトリック勢力によってキプロスが支配された12世紀末から16世紀後半までである。序章では、これらふたつの時代にまたがる中近世キプロス史の先行研究を整理し、問題の所在を明らかにする。先行研究は、この時期をギリシア正教徒である「キプロス人」がラテン人に抑圧された「暗黒時代」とみなす民族中心史観と、ギリシア正教徒とラテン人ほかのあいだの相互作用により「多文化共生」社会が発展していったとする修正主義史観に大別される。近年では「第三の立場」を標榜する研究者も登場しているが、「ビザンツ・正教信仰の維持」を前提として「キプロス人」アイデンティティを議論する点で、民族中心史観と主張の骨子を共有しているといえる。</p> <p>これらの先行研究において格別の重要性を付与されてきた、キプロスの教会史上の出来事は、教皇アレクサンデル4世（在位1254～61）による1260年の「キプロス勅書」公布である。本論文の焦点は、カトリック教会優位のもとでのギリシア正教会とカトリック教会の併存を定めた「キプロス勅書」を、民族中心史観のように両教会の対立の象徴とみなすことなく、また、逆に修正主義史観のように平和的共存の象徴とする評価から出発することなく、この勅書にもとづくギリシア正教会とカトリック教会の併存体制が、東地中海世界の政治的・宗教的変動とのかかわりのなかでどのように変容していくのかを見ていくことにある。</p> <p>第I部は、リュジニャン朝期（1192～1472）を対象に考察をすすめる。まず第1章では、第三回十字軍を契機として成立したリュジニャン朝キプロス王国において、ギリシア正教会とカトリック教会の併存体制が成立するまでの過程を跡づけた。1196年にキプロスに設立されたカトリック教会は、独立正教会として存在していたキプロスの既存のギリシア正教会（キプロス正教会）の教区や聖職者の存在形態を、みずから</p>			

の教会制度に適合させた。1220年代にカトリックの聖俗諸勢力のあいだで十分の一税をめぐる問題が生じたさいには、ギリシア正教徒農民の処遇についての議論のなかで、ギリシア正教会の教会制度についても取りきめられた。これにギリシア正教会の聖職者が反発し、とくに教会制度上の従属問題をめぐって、ギリシア正教会とカトリック教会のあいだで紛争が生じた。その過程で、ギリシア正教会のなかには、カトリック教会への従属を利用してギリシア正教会の権限の維持と拡大を企図する者も現れ、ここにおいてギリシア正教会の側でも従属の「利用価値」が認識された。1260年には、20年代からつづく両教会間の紛争の解決として、教皇アレクサンデル4世により「キプロス勅書」が公布された。リュジニャン朝初期に端を発する両教会の権力の非対称性のなかで成立したこの取りきめにより、キプロスのギリシア正教会は、独立正教会として大陸のギリシア正教会の上位権威との制度的関係を有していなかったところに、あらたにローマ教皇とキプロスのカトリック教会高位聖職者に制度上従属することとなったのである。

つづく第2章では、14世紀後半、ギリシア正教世界がヘシュカスムへの立場をめぐる動揺していた時期に、キプロス正教会がそれまで制度的関係の途絶えていたコンスタンティノーブル総主教に、教会制度上の従属を求めた事例について検討した。キプロス正教会は、コンスタンティノーブル総主教座との結びつきを求めながらも、「キプロス勅書」で定められたローマへの従属を放棄することを念頭においていなかった。当時はカトリック教会においても、大シスマの時期であり、リュジニャン朝はアヴィニョン教皇庁を、そして14世紀後半から港湾都市ファマグスタを占領していたジェノヴァ人たちはローマ教皇庁を支持していた。キプロス正教会は、自身の後ろ盾となるはずのカトリック教会の権威が不確かなものとなっていることに鑑み、教会組織の存続をより盤石にするために、もうひとつの従属先をコンスタンティノーブル総主教に求めたのであった。コンスタンティノーブル総主教からキプロスに派遣され、キプロス正教会聖職者らとの議論をへたのち従属要求を拒絶したヨセフ・ブリュエンニオス (ca. 1350~1431) の見解は、コンスタンティノーブル総主教座にも共有され、キプロス正教会は独立正教会のまま、ローマへの従属を維持することとなった。

第3章では、キプロスにおける東西教会合同運動の影響について検討した。1260年以来キプロス正教会とカトリック教会の併存体制を規定していた「キプロス勅書」は、本来は「教会合同」をめぐる議論の文脈のなかで成立したものではなかった。しかしながら、ローマ教皇の至上権の承認や、ギリシア正教会の典礼の維持など、たしかに「教会合同」の中心的要素を内包してもいた。15世紀には、オスマン帝国の勢力拡大を背景としてビザンツ皇帝およびコンスタンティノーブル総主教とローマ教皇とのあいだで、教会合同の機運が高まり、1439年のフィレンツェ公会議ではギリシア正教会とカトリック教会の合同決議が成立するにいたる。フィレンツェ合同の成立まで

の過程で重要な役割を果たしていた改宗ギリシア人でドミニコ会士のアンドレアス・クリュソベルゲス（?～1451）は、フィレンツェ公会議後、教皇の信任を得て、フィレンツェ合同を実現すべくキプロスに派遣された。のちにニコシア大司教となったクリュソベルゲスは、1431年にバーゼル公会議で実施した演説の内容から看取されるように、本来は教皇の権威を高めるためにギリシア正教徒との合同が有益であると考えていた。いっぽうで、彼は東方諸教会信徒を異端の系譜に位置づけ、合同の対象としては認識していなかった。しかしながら、彼がキプロスで直面したのは、すでにローマ教皇の至上権を受け入れ、現地のカトリック教会に制度上従属しているギリシア正教会の姿であった。結果的に、フィレンツェ合同がキプロスの宗教的状况に与えた変化は、東方諸教会に属する「ネストリオス派／カルデア人」と、12世紀末にすでに教会合同が成立していた「マロン派」との（再）合同の成立であった。キプロスにおいてすでに成立していた「キプロス勅書」にもとづく宗派併存体制は、15世紀の東西教会合同運動の文脈のなかで、教皇庁によって「教会合同」として再解釈され、フィレンツェ合同はキプロスのギリシア正教会とカトリック教会のあいだの関係に変化をもたらさなかった。

第Ⅰ部の考察結果からは、リュジニャン朝の創設にともないカトリックの教会制度が導入されたことで、在地のギリシア正教会とカトリック教会のあいだで管轄権をめぐる紛争が生じ、その裁定のなかでカトリック教会優位の宗派併存体制が成立したことが明らかとなった。ところが、教会合同にかかわる議論のなかで成立したわけではなかったこの体制は、のちに教会合同の文脈のなかで再解釈され、キプロス正教会がギリシア正教会の上位権威には拒絶され、ローマ・カトリック教会にはすでに教会合同が成立しているものとみなされることにつながったのである。

第Ⅰ部での考察をふまえ、第Ⅱ部では、ヴェネツィア支配期（1473～1571）における宗派間関係を検討した。まず第4章では、リュジニャン朝との共通点と相違点に留意しつつ、ヴェネツィア支配期の概要について整理した。リュジニャン朝のキプロス王ジャック2世（在位1464～73）の妃であったヴェネツィア貴族の娘カテリーナ・コルナロが、1473年に幼王ジャック3世（在位1473～74）の摂政に、そして翌74年にはジャック3世の死去にともないキプロス女王（在位1474～89）となると、東地中海世界に海外領土を展開していたヴェネツィア共和国がキプロスの内政に干渉するようになり、1489年にはキプロスは正式にヴェネツィアの海外領土に編入された。ヴェネツィアは、統治機構についても教会制度についても、基本的にリュジニャン朝期以来の既存の枠組みを継承した。島民の大半であるギリシア正教徒が農民であるという社会構造は変わらなかったが、キプロスの貴族家門のなかには、ヴェネツィア貴族と姻戚関係を結ぶものや、交易などに従事してヴェネツィアおよびイタリア半島との結びつきを強めるもの、そしてヴェネツィア領内で唯一の大学であるパドヴァ大学に留学す

る子弟が輩出する家門などが出てくるようになった。しかし、このような機会が、キプロスにおける社会的関係を揺るがすような事態に発展することもあった。

つづく第5章では、キプロスの貴族家門出身者が、パドヴァ大学への留学や商業活動などをおとした人的交流のなかでプロテスタントの宗教思想に傾倒し、異端審問にかけられた事例について分析した。異端審問記録からは、それぞれの被告のおかれた社会的状況と、彼らが共有するキプロスの社会的上層の人びとのふるまいの規範の一端を垣間見ることができる。ギリシア系貴族家門出身のフランジーノ・シングリティコ (ca. 1516/17~64) は、自身の家門のギリシア正教徒としての宗派的帰属を主張することで、異端審問の法的正当性に疑義を呈した。また、彼とその兄であるピエトロ・パオロ (生没年不詳) の異端審問において、証人として史料上に名前が登場するのは、彼らと同じ社会階層に属する人びとであった。このことは、ヴェネツィアの海外領土であったネグロポンテに出自をもつマルコ (生没年不詳) とアンドレア (1540s~?) のザッカリア父子の事例にもあてはまる。被告となった彼らに共通する要素として、第1に、パドヴァ大学への留学経験とプロテスタント思想への傾倒が、第2に、ヴェネツィアの異端審問という聖俗入り乱れる場において、自身の宗教的な罪にたいする訴追から逃れるために、キプロスの多宗派的状況を容認・保障するヴェネツィアの支配体制を賞賛することにより、ヴェネツィア共和国への忠誠を示そうとした点あげられる。このことから、ヴェネツィア支配期においては、キプロスにおける宗派間関係が「平穏なる共和国 La Serenissima」というヴェネツィアのブランドイメージのなかに取りこまれていったことを指摘できるのである。

第6章では、キプロスの在地貴族にたいする異端審問からほどなくして、ヴェネツィアから到来したニコシア大司教フィリッポ・モチェニーゴ (1524~86、在位1560~71) がキプロスで推進した対抗宗教改革とその影響に焦点をあてる。キプロスの政情不安につながることを恐れたヴェネツィア本国政府の牽制にもかかわらず、モチェニーゴはカトリック教会だけでなく、キプロス正教会にたいしても改革を断行しようとした。これに反発したキプロス正教会聖職者は「キプロス勅書」を盾に、キプロス正教会はトレント公会議にもとづく改革の対象とはならないことをモチェニーゴにたいして主張した。最終的に、大司教モチェニーゴとキプロス正教会との諍いは、ヴェネツィア本国政府の介入によりキプロス正教会への大幅な譲歩をもって鎮められた。しかし、モチェニーゴによる一連の改革の試みは、キプロス正教会に、「キプロス勅書」にもとづくギリシア正教会とカトリック教会の併存体制を脅かすものとして受けとめられた。そのようなキプロス正教会の懸念は、1570年にオスマン帝国がキプロスに侵攻する段階になって、キプロス正教会聖職者がカトリックへの従属を放棄し、ながらく制度的な結びつきが途切れていたコンスタンティノーブル総主教に、教会制度上の従属と聖職者の承認を求めることにつながった。さらにキプロスのギリシア正教徒

は、大主教位に就くのはキプロス出身者であるべきと主張し、ローカルな信仰のあり方が維持されることを重視した。対抗宗教改革および東地中海世界におけるヴェネツィアからオスマン帝国へのヘゲモニーの交代という、ふたつの局面が交錯するなかで、キプロスにおける対抗宗教改革は、キプロス正教会がカトリック教会からオスマン支配下のギリシア正教会へと方向転換することを促したと思われるのである。

第Ⅱ部の考察結果からは、ヴェネツィア支配期において、キプロスの宗派併存体制にかかわる言説には「ヴェネツィア共和国への忠誠」というあらたなレイヤーが加わったこと、そして依然としてカトリック教会側はキプロス正教会を教会合同の文脈のなかで認識していたことが浮かびあがる。

終章では、以上の分析結果を総合し、中近世キプロスにおける宗派併存のありようと、当該時期における東地中海世界の政治的・宗教的変動との連関を考えるうえで、確認すべきふたつの視点を提示した。第1に、キプロスにおけるギリシア正教会とカトリック教会の併存体制である「キプロス勅書」体制は、13世紀後半にカトリック教会の主導のもとで成立したが、その後も、この勅書とそこに定められた両教会関係が再解釈されようとした局面が幾度も存在したことである。第2に、キプロスにおける宗派併存体制は、十字軍国家における聖俗権力の関係、カトリック教会の大シスマ、ギリシア正教会のヘシュカスム論争、教会合同運動、ヴェネツィア共和国の海外領土統治、宗教改革、そして対抗宗教改革など、中世から近世にかけての地中海世界あるいはヨーロッパの政治的・宗教的変動の影響を多分に受けながら展開してきたことである。さらに、これらの動きの背景につねに横たわっていたのは、中東地域から徐々に広がるイスラーム諸勢力の存在であった。

本論文での分析から示されるのは、東地中海世界のキリスト教徒にたいする、西欧諸勢力によるさまざまな働きかけと干渉の実態である。換言すれば、ローマ・カトリック教会が「普遍的」権威たろうとして、他宗派をみずからの教会組織と権威のなかに取りこもうとする長期的な企図のひとつの側面であり、近世から近代にかけて西欧諸国がカトリック教会と協同しながら東地中海世界に再進出しようとする動きの前提となるものでもある。したがって、本論文の考察結果は、時間軸においても空間軸においてもきわめて幅広く展開された、カトリック教会の拡大戦略の歴史のなかに位置づけられるのである。

(論文審査の結果の要旨)

中近世の東地中海は、東西のキリスト教会が併存し、14世紀以降はオスマン帝国の進出という新たな状況のもとでキリスト教とイスラームが遭遇する空間となったことから、長期にわたって複雑な異文化接触が生じた境界域として、世界史的にみても重要な海域である。地中海の東端に位置するキプロス島は、東地中海では最大の島であり、古代から交易の拠点として、また、戦略上の要衝として、重要視されてきた。中世盛期から近世前半にかけて、東地中海世界は、十字軍の遠征、東西キリスト教会の合同の動き、ヴェネツィアの海外領土の拡大、宗教改革と対抗宗教改革の展開、オスマン帝国の進出といった大きな変動の舞台となった。本論文は、中近世の約400年間に、キプロスのギリシア正教徒がこれらの変動にどのように対応し、彼らのおかれた状況がどのように変化していったのかを、主として政治的・宗教的な次元に焦点をあわせながら、具体的にあきらかにしている。

本論文ではまず、序章において、先行研究を大きく民族中心史観と修正主義史観に整理したうえで、これらの史観の問題点を批判的にふまえつつ課題を設定し、史料の紹介が行なわれる。本論文の中核となる部分は、第三回十字軍の途上でキプロスに成立したラテン人の王朝であるリュジニャン朝の時代(1192～1472年)を扱う第Ⅰ部(第1章～第3章)と、ヴェネツィアの海外領土となった時代(1473～1571年)を扱う第Ⅱ部(第4章～第6章)の2つの部分から構成されている。第Ⅱ部の後に、全体の議論を要約し、残された課題と展望を示した終章が置かれている。

本論文の学術的な特徴は、次の3点に要約することができる。

第1に、12世紀末から16世紀後半までの約400年間を対象とすることによって、キプロスにおける宗教間の関係の推移が、長期的な持続と変化の両面からとらえられている点である。この400年間は、キプロスで、ローマ・カトリックを支配的な宗教とする政治勢力が権力を握っていた時代に相当する。この時代のキプロスにおける東西両教会の関係を規定していたのは、カトリック教会優位のもとでのギリシア正教会とカトリック教会の併存を定めた「キプロス勅書」(1260年)であった。本論文では、第1章で「キプロス勅書」の成立の経緯が記述され、続く5つの章で、時代を追って、この併存体制のもとで正教徒が直面した問題をとりあげ、史料を検討しながら掘り下げて考察していく方法が採用されている。結果的に、これらの6つの章をとおして読むことによって、「キプロス勅書」体制の成立から終焉に至る歴史を、正教徒社会の持続と変化という視点から、通観することができる。

第2に、境界域としてのキプロスの特質をふまえた、歴史のとらえ方の工夫である。12世紀以降のキプロスでは、政治的な支配者が、十字軍国家としてのリュジニャン朝、海外領土を拡大するヴェネツィア、東地中海に進出するオスマン帝国の順序で交代した。他方で、島の住民の多数を占めるギリシア正教徒は、交代する支配者に従属する状況下で、ローカルな秩序を維持するために、さまざまな対応を迫られた。本論文では、東地中海の広域的な政治的・宗教的状況の変化と、それに対応するキプロ

スの地域社会のその都度の応答と生存戦略をともに視野に入れて検討することによって、多様なアクターのあいだの相互の関係（作用・反作用）に光をあて、動的に地域の歴史を把握し、叙述することに成功している。

第3の特徴は、ヨーロッパの研究者が自明の前提としがちな認識の枠組みに批判的に向き合い、独自の視点と認識の目標を設定している点である。その具体例として、次の3点を挙げることができる。1) 東地中海にも波及するルネサンスと文芸共和国の影響について、ヨーロッパの研究者はポジティブな意味づけをしがちだが、本論文では、その可能性だけでなく「限界」にも注目する必要性を指摘する。2) 「対抗宗教改革」は、通常はプロテスタントの宗教改革に対抗するカトリック教会の運動として定義されるが、本論文では、正教会とイスラームに対するカトリック教会の対抗・拡大の動きを視野に入れて再定義することによって、この歴史的概念の射程を大きく広げている。3) 本論文では、カトリックによる対抗宗教改革への反作用の1つとして、キプロス正教会が、オスマン支配下におかれたギリシア正教会との関係の再建を模索したことが示される。これは、「キプロス勅書」体制の終焉が、従来の研究で言われるオスマン帝国の進出という外圧によるだけでなく、キプロスの正教徒社会の主体的な選択の結果でもあったことを示している点で、重要な指摘であろう。

本論文の具体的な考察はいずれも、未刊行史料を含む史料調査をふまえて、ラテン語、ギリシア語、イタリア語による各種史料の緻密な読解にもとづいて行なわれている。史料上の最大の制約は、大半の史料が、キプロスに派遣されたカトリック教会の聖職者の残した記録や、政治的支配者であるヴェネツィア側で作成された文書である点にある。本論文の著者は、これらの史料の特質を十分に理解したうえで、残されたテキストから多様な声を聴きとるために工夫を重ねている。ヴェネツィアの異端審問の記録を用いた第5章「宗教改革とキプロス」では、プロテスタントとして告発されたキプロス貴族の事例をとりあげて、当事者の人間関係や心情にまで迫る分析が行なわれており、著者の「史料を逆なでに読む」手法が効果を挙げている。

とはいえ、カトリック教会や政治支配者側の記録から読みとることのできる範囲に限界があることも確かである。キプロスの正教徒社会の実態により近く迫るためには、文字史料以外の痕跡も含めて、在地社会のなかに遺された手がかりを探る必要があるであろう。この点は著者自身が認識している点であり、今後のさらなる研究の展開に期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2024年1月16日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。